

富山県及び石川県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件

国税庁告示第 13 号

国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件（令和 6 年国税庁告示第 1 号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 6 年 7 月 31 日とする。

令和 6 年 6 月 14 日

国税庁長官 住澤 整

都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町